

doda 利用規約：変更対比表

2026 年 9 月 28 日に「doda 利用規約」を改定いたします。
以下、現在の規約内容から変更する箇所を一覧にまとめておりますのでご参照ください。現在の規約内容から変更がない部分については記載を省略しています。

改定前（2026 年 3 月 9 日版）	改定後（2026 年 9 月 28 日版）	改定概要
前文（変更なし） 第 1 条～第 11 条（変更なし） 第 12 条（企業ブロック） 1. 利用者は、本サービスのうち一部のサービスにおいて、自らの登録情報を公開しない求人者等、または求人情報の案内を受け取らない求人者等を登録することができます（当該登録機能を、以下「企業ブロック」といいます。）。なお、登録情報として本サイトに登録した直近の勤務先会社については、自動的に企業ブロックに設定されます（企業ブロック登録をした求人者等と、本サイトに登録した直近の勤務先会社をあわせて、以下「登録求人者等」といいます。）。 2. 企業ブロックの設定は、反映完了までに一定の時間を要することがあります。 3. 以下に該当する場合、企業ブロックの設定が機能せず、登録求人者等に登録情報が公開され、また、登録求人者等の求人情報の案内が届くことがあります。 （1）組織再編や統廃合等により、登録求人者等の企業名や企業情報等が変更になった場合 （2）、（3）（変更なし） <u>（4）当社が定めた方法以外の方法で求人者等を登録した場合（新設）</u> 4. 利用者は、企業ブロックの設定が反映されるまでの間、および前項各号に該当する場合その他当社の責に帰さない事由等が生じた場合には、登録求人者等に対して登録情報が公開される場合があること、および登録求人者等の求人情報の案内が届く場合があること等についてあらかじめ承諾します。 第 13 条～第 17 条（変更なし） 第 18 条（個人情報の取り扱い） 1. （変更なし） 2. （1）、（2）（変更なし） （3）提供先： doda スカウトサービスを利用している求人者および doda スカウトサービスの導入を検討している求人者。ただし、利用者が企業ブロック設定を行い情報の公開をブロックしている求人者には、いずれの情報も提供されません。 （3）提供する目的～提供の手段・方法、（4）、（5）（変更なし） 3. （変更なし） <u>第 19 条～第 26 条（変更なし）</u>	前文（変更なし） 第 1 条～第 11 条（変更なし） 第 12 条（企業ブロック） 1. 利用者は、本サービスのうち一部のサービスにおいて、自らの登録情報を公開しないことにより、求人情報の案内を受け取らない求人者等を登録することができます（当該登録機能を、以下「企業ブロック」といい、企業ブロック登録をした求人者等を、以下「登録求人者等」といいます。）。 2. 企業ブロックの設定は、反映完了までに一定の時間を要する場合があります。 3. 次の各号のいずれかに該当する場合、企業ブロックの設定が機能しないことにより、登録求人者等に登録情報が公開され、また、登録求人者等の求人情報の案内が届くことがあります。 （1）組織再編や統廃合等により、登録求人者等の企業名<u>その他の企業情報等</u>が変更になった場合 （2）、（3）（変更なし） （4）（削除） <u>4. 当社は、企業ブロックの求人者等の入力欄において表示される企業一覧が、すべての企業を網羅していることを保証しません。また、当社は企業一覧を適宜更新するものとし、利用者が設定可能な企業は変更される場合があります。</u> <u>5. 利用者は、企業ブロックの設定が反映されるまでの間、または第 3 項各号に該当する事由その他当社の責に帰さない事由等が生じた場合には、登録求人者等に対して登録情報が公開されることがあること、および登録求人者等の求人情報の案内が届くことがあること等についてあらかじめ承諾します。</u> 第 13 条～第 17 条（変更なし） 第 18 条（個人情報の取り扱い） 1. （変更なし） 2. （1）、（2）（変更なし） （3）提供先： doda スカウトサービスを利用している求人者および doda スカウトサービスの導入を検討している求人者。ただし、<u>本規約に別途記載の場合を除き、</u>利用者が企業ブロック設定を行い情報の公開をブロックしている求人者には、いずれの情報も提供されません。 （3）提供する目的～提供の手段・方法、（4）、（5）（変更なし） 3. （変更なし） <u>第 19 条～第 26 条（変更なし）</u>	登録情報として本サイトに登録した直近の勤務先会社を自動的に企業ブロック対象として設定する「現職ブロック機能」に関する規定を削除 企業ブロック機能に関する規定について、内容の明確化および整理を実施 企業ブロックの設定画面に表示される企業一覧について、当社がすべての企業を網羅していることを保証しないこと、および当社が当該企業一覧を適宜更新し、設定可能な企業が変更される場合があることを明確化 第 12 条に定める企業ブロックに関する取扱いとの整合を図るため、例外規定を追加

